薪ストーブ等設置に関するチェックリスト（建築基準法）

薪・ペレットストーブ（以下「薪ストーブ等」という。）設置にあたり、建築基準法の規定については以下のとおり確認しました。

平成　　年　　 月　　 日

申請者： 　　　　　　　　　　　　　印

該当する項目およびチェックした項目の“□”欄に“✓”を付けてください。

Ａ 内装制限の確認(建築基準法第35条の２、施行令第128条の４第４項)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1) 平屋建ての住宅である。 | □ Yes | 制限なし | **→** Ｄへ |
| (2) ２階建ての１階、３階建ての１階又は２階に設置する。 | □ Yes | **→** Ｂへ |  |
| (3) ２階建ての２階、３階建ての３階に設置する。 | □ Yes | 制限なし | **→** Ｄへ |

Ｂ 薪ストーブ等の発熱量の確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) １秒間当たりの発熱量が、18kWを超える。 | □ Yes | **→** Ｃ(1)へ |
| (2) １秒間当たりの発熱量が、18kW以下。 | □ Yes | **→** Ｃ(1)orＣ(2)へ |

Ｃ 壁、天井の仕上の確認(令第129条第６項)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) 全て準不燃材料以上である。 | □ Yes | **→** Ｄへ |
| □ No | **→** 建築基準法に適合していません。 |
| (2) 準不燃材料同等告示[平21国交告225号]に適合している。→Ｃ(2)-１を確認。 | □ Yes | **→** Ｄへ |
| □ No | **→** 建築基準法に適合していません。 |

Ｄ 煙突の確認(建築基準法施行令第115条)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1) 煙突が屋根を貫通する場合：屋上突出部は、屋根面からの垂直距離が60㎝以上とする。 | □ Yes | (1)or(2)(3)全てYesなら設置可能 |
| (2) 煙突が壁を貫通する場合：高さは、先端からの水平距離１ｍ以内に建築物がある場合で、軒がある場合、軒から60㎝以上高くする。 | □ Yes |
| (3) イ）小屋裏、天井裏、床裏に煙突の部分がある場合は、不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とする。ロ）建築物の部分である可燃材料から15㎝以上離して設ける。又は、10㎝以上の金属以外の不燃材料で造る。 | □ Yes |

※Ｃ(2)-１ 準不燃材料同等告示の確認(平21国交告第225号、令第129条第１項第二号ロ)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (Ａ) ストーブと壁（天井）の遠隔距離を「可燃物燃焼部分」以上にとり、仕上を難燃材料等とする。 | □ Yes | いずれか一つの方法によりストーブを設置する↓Ｃ(2)□ Yes へ |
| (Ｂ) ストーブを壁（天井）に近接し、「可燃物燃焼部分」の間柱・下地・仕上を特定不燃材料とする。 | □ Yes |
| (Ｃ) ストーブを壁（天井）に近接し、「可燃物燃焼部分」に遮熱板等(特定不燃材料)と空気層を設ける。＊空気層（遮熱板と壁との距離）は、25ｍｍ以上＊遮熱板等（厚みを含む）とストーブとの距離は275ｍｍ以上（※可燃物燃焼部分の範囲内だが、ストーブからの放射線上において特定不燃材料等で有効に遮熱している場合は、その遮熱されている範囲内のみが可燃物燃焼部分にあたる。） | □ Yes |

（可燃物燃焼部分）

ストーブの寸法を、ｗ・幅、ｈ(脚の高さ含まず)・高さ、ｄ・奥行とする。

① 　 :正面（開口部がガラス等）からの距離 …2.40√(ｗ×ｈ)

① ’ : 〃 （開口部がガラス以外）からの距離…3.16√(ｗ×ｈ)

②、③:裏面、側面（開口部が無い面）からの距離…1.59√(ｗ×ｈ)、1.59√(ｄ×ｈ)

④ :上面（天板の張出し含む）からの垂直距離

…0.0106{1+10,000／(ｗ×ｄ＋800)}(ｗ×ｄ)

（特定不燃材料）

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板（厚さ３ｍｍ以上）、繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ５ｍｍ以上）、鉄鋼、金属板、モルタル、しっくい、石、せっこうボード（（厚さ12ｍｍ以上で、ボード用原紙の厚さが0.6ｍｍ以下のもの）ロックウール、グラスウール板

薪ストーブ等設置に関するチェックリスト

（消防法および東広島市火災予防条例）

申請者： 　　　　　　　　　　　　　印

**チェックした項目の“□”欄に“✓”を付けてください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ストーブの位置、構造 | 不燃材料で造ったたき殻受けが付設 | □ |
| 壁、天井が不燃材料等以外の場合に離隔距離（上方１５０㎝、側方１００㎝、前方１５０㎝、後方１００㎝）が保たれていること | □ |
| 可燃物が落下し、接触する位置に設けないこと | □ |
| 可燃性ガス又は蒸気が発生し、又は停留するおそれのない位置に設けること | □ |
| 避難の支障になる位置に設けないこと | □ |
| 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、有効な換気を行うことができる位置に設けること | □ |
| 土間又は不燃材料のうち金属以外のものでつくった床上に設けること | □ |
| 火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造る | □ |
| 地震等により転倒、亀裂、破損しない構造とすること | □ |
| 表面温度が過度に上昇しない構造とすること | □ |
| たき口から火粉等が飛散しない構造とすること | □ |
| ふたのある不燃性の取灰入れを設けること | □ |